

四日市市告示第 2 4 6 号

四日市市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 6 年 3 月 2 9 日

四日市市長 森 智 広

四日市市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関する要綱の一部を改正する要綱

四日市市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関する要綱（平成 2 9 年四日市市告示第 1 9 5 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定の申請等)</p> <p>第 2 条 法第 1 1 5 条の 4 5 の 5 第 1 項の規定による申請は、<u>介護保険法施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（令和 5 年厚生労働省告示第 3 3 1 号。以下「厚生労働大臣が定める様式」という。）に規定する別紙様式第三号（四）</u>及び市長が認めた書類により行うものとする。</p> <p>2 から 4 （略）</p>	<p>(指定の申請等)</p> <p>第 2 条 法第 1 1 5 条の 4 5 の 5 第 1 項の規定による申請は、<u>介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定申請書（第 1 号様式）</u>及び市長が認めた書類により行うものとする。</p> <p>2 から 4 （略）</p>
<p>(変更の届出等)</p> <p>第 3 条 指定事業者は、指定の申請事項に変更があったときは、1 0 日以内に、<u>厚生労働大臣が定める様式に規定する別紙様式第三号（一）</u>及び市長が必要と認めた書類により、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>2 指定事業者は休止した当該指定に係</p>	<p>(変更の届出等)</p> <p>第 3 条 指定事業者は、指定の申請事項に変更があったときは、1 0 日以内に、<u>変更届出書（第 2 号様式）</u>及び市長が必要と認めた書類により、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>2 指定事業者は休止した当該指定に係</p>

<p>る事業を再開したときは、再開した日から10日以内に<u>厚生労働大臣が定める様式に規定する別紙様式第三号(二)</u>及び市長が必要と認めた書類により、その旨を届け出なければならない。</p> <p>3 指定事業者は当該指定に係る事業を廃止、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、<u>厚生労働大臣が定める様式に規定する別紙様式第三号(三)</u>及び市長が必要と認めた書類により、その旨を届け出なければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(指定の更新の申請)</p> <p>第4条 法第115条の45の6第1項の規定による指定の更新の申請は、<u>厚生労働大臣が定める様式に規定する別紙様式第三号(五)</u>及び市長が必要と認めた書類により行うものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>る事業を再開したときは、再開した日から10日以内に<u>再開届出書(第2号の2様式)</u>及び市長が必要と認めた書類により、その旨を届け出なければならない。</p> <p>3 指定事業者は当該指定に係る事業を廃止、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、<u>廃止・休止届出書(第3号様式)</u>及び市長が必要と認めた書類により、その旨を届け出なければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(指定の更新の申請)</p> <p>第4条 法第115条の45の6第1項の規定による指定の更新の申請は、<u>指定更新申請書(第4号様式)</u>及び市長が必要と認めた書類により行うものとする。</p> <p>2 (略)</p>
---	---

第1号様式から第4号様式を削る。

附 則

この要綱は令和6年4月1日から施行する。

(健康福祉部介護保険課)